# 令和7年度社会福祉法人に係る一般指導監査の実施結果

【西区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人　フルホープ | 一般指導監査 | 令和7年12月2日 | 評議員に欠員があります。評議員には諮問機関として法人の運営について審議し、意見を述べる重要な責務がありますので、定款に基づき速やかに補充してください。 | 評議員欠員について、令和8年2月12日理事会にて候補者1名の推薦を行い令和8年2月20日評議員選任解任委員会にて候補者1名の選任を決定いたしました。 |
| | | | 各施設拠点区分への資金の貸付（借入）については、当該年度内に清算してください。 | 当該年度内に清算いたします。 |

【北区】

| | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

【大宮区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人　悠揚会 | 一般指導監査 | 令和7年11月11日 | 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことの確認が行われておりません。 | 不足しておりました理事候補者より書類を徴求いたしました。 |
| | | | 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことの確認が行われておりません。 | 不足しておりました監事候補者より書類を徴求いたしました。 |
| 社会福祉法人　鴻鵠の会 | 一般指導監査 | 令和7年12月17日 | 定款に記載された内容に対し事実が異なっていますので、整合性をとってください。（居宅介護事業および基本財産について修正してください） | 居宅介護支援事業については令和8年度中に再開いたします。<br>基本財産については、定款と現状に齟齬はありません。 |
| | | | 役員報酬規程の改正について、報酬の有無に関わらず、定款又は評議員会の決議（役員等報酬基準の承認）により定めてください。 | 役員報酬規程については、定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員報酬規程を改定しました。<br>次回定時評議員会にて決議致します。 |
| | | | 評議員会での議決に当たり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認が行われていません。 | 議決に当たり、利害関係を有しないことを確認する旨を開催通知に記載して事前に周知し、また会議においても確認することとしました。 |
| | | | 理事会での議決に当たり、特別の利害関係を有する理事が存在するか否かの確認が行われていません。 | 議決に当たり、利害関係を有しないことを確認する旨を開催通知に記載して事前に周知し、また会議においても確認することとしました。 |

【見沼区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人　浦和の里 | 一般指導監査 | 令和7年12月16日 | 理事・監事について「社会福祉事業の経営について識見を有する」「地域の福祉に関する実情に通じている」「施設の管理者」「社会福祉事業について識見を有する」「財務管理について識見を有する」として評議員会において選任したことを、議事録等で明確にしてください。 | 指導に沿い、今後の役員会議事録で明確にします。 |
| | | | 評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員等が存在するか否かの確認を行ったことが分かるようにしてください。 | 指導に沿い、今後の役員会議事録で記載します。 |
| 社会福祉法人　美星会 | 一般指導監査 | 令和8年2月16日 | 評議員会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員等が存在するか否かの確認を行ってください。 | 今後、特別な利害関係の確認を行い、議事録におとしてまいります。 |
| 社会福祉法人　瑞泉 | 一般指導監査 | 令和8年2月19日 | | |
| 社会福祉法人　五葉会 | 一般指導監査 | 令和8年2月26日 | 計算書類に対する注記について、「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」の記載がありませんでした。<br>当該事項について経理規程を修正し、改定してください。 | 指導監査後、直近の令和8年3月4日の理事会において、指導事項の内容を修正する経理規程の改定について承認をいただき、同日付で規程の改定をいたしました。 |
| | | | 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事が加わることができません。 | 役員会の招集通知において、指導事項に係る文言の記載を徹底するとともに、指導監査後直近の令和8年3月4日の理事会においても議事進行にあたり、指導事項に基づき、議事に入る前にこのことを通告のうえ、議事録に記録等行っております。今後とも、役員会の運営にあたり、指導事項の確認を徹底してまいります。 |
| | | | 定款に記載された内容に対し、事実が異なっています。（目的に廃止済みの事業を掲載している） | 直近の評議員会（令和8年6月予定）において、定款の変更を議題とし、速やかに改定してまいります。 |

【中央区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

【桜区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

【浦和区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

【南区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

【緑区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人　リバティ | 一般指導監査 | 令和7年11月18日 | 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員が存在しています。当該評議員について見直しを検討してください。 | ご指摘いただきました点について以下のとおり対応いたします。<br>1.欠席が続いている評議員については、評議員会開催通知を従来よりも早く送付し、出席していただけるようにいたします。<br>2.欠席が今後も続くようであれば、任期終了後に変更手続きをいたします。<br>3.体調不良等、出席が難しい状況が判明した場合には、速やかに評議員の変更手続きをいたします。 |
| | | | 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしてください。資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしてください。 | 変更すべき事由が生じた際は速やかに変更登記いたします。<br>令和7年度より会計事務所との顧問契約を締結いたしましたので、より一層の法令コンプライアンスの順守に努めてまいります。 |
| 社会福祉法人　博光会 | 一般指導監査 | 令和7年11月27日 | 定時評議員会の開催月について、定款に定められた開催月と整合性を取ってください。 | 開催月について定款変更を行います。<br>理事会で変更案、評議員会で決議後認可申請を行います。 |
| | | | 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週以内に、資産の総額については、会計年度終了後３ヶ月以内に変更登記をしてください。 | 期限内に変更完了するよう、余裕をもって法務局に届出します。 |
| | | | 理事会に欠席した理事が、書面により議決権の行使をすることはできません。理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む）により行ってください。 | 理事会における議決は対面及びオンライン会議上のみとします。 |
| | | | 年度途中において執行額との乖離が見込まれる場合は、補正予算を作成してください。 | 乖離が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成します。 |
| 社会福祉法人　浦和福祉会 | 一般指導監査 | 令和7年12月4日 | 評議員の選任は、法令又は定款に定められた方法により行ってください。 | 令和7年5月24日の評議員退任に伴い、当法人の定款に基づき、同年6月2日に評議員選任委員会を開催し、後任評議員を選任している。選任に関する議事録および関係書類は適切に整備しており、選任手続は法令および定款に沿って実施している。 |

【岩槻区】

| 法人名 | 実施区分 | 実施日 | 文書指導事項 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 社会福祉法人　春の木会 | 一般指導監査 | 令和7年11月13日 | 評議員会の内容に関する議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。 | 以後の評議員会において、議事録の作成に係る業務を行う者について報告し、議事録に氏名を記載するようにいたします。 |
| 社会福祉法人　悠生会 | 一般指導監査 | 令和7年11月20日 | 理事については、評議員会において「社会福祉事業の経営について識見を有する者」、「地域の福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」として選任したことを、議事録等で明確にしてください。 | 理事・監事候補者名簿に選任区分を明記いたしました。 |
| | | | 監事については、評議員会において「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」として選任したことを、議事録等で明確にしてください。 | 理事・監事候補者名簿に選任区分を明記いたしました。 |
| | | | 評議員の選任手続において、評議員候補者に対して当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて確認してください。 | 評議員の選任手続の資料を確認して、不備があった評議員に対して連絡をして、本人の了承を得て、修正いたしました。 |
| 社会福祉法人　春秋会 | 一般指導監査 | 令和7年11月25日 | 理事について、就任承諾書が確認できない方がいます。重任(再任）の場合を含め、就任承諾書を徴してください。 | 就任承諾書を徴しました。 |
| | | | 理事について、欠格事由に該当しないことの確認ができない方がいます。重任(再任）の場合を含め、欠格事由等の確認書を徴してください。 | 欠格事由等の確認書を徴しました。 |
| 社会福祉法人　大幸会 | 一般指導監査 | 令和7年12月9日 | 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記を行ってください。<br>資産の総額以外の登記事項の変更(理事長の重任を含む）については、変更が生じたときから2週間以内に行ってください。 | 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記を行います。<br>資産の総額以外の登記事項の変更（理事長の重任を含む）については、変更が生じたときから2週間以内に行います。 |
| | | | 社会福祉法人会計基準に規定する附属明細書を漏れなく作成してください。 | 社会福祉法人会計基準に規定する付属明細書を漏れなく作成いたします。 |
| 社会福祉法人　清澄会 | 一般指導監査 | 令和7年12月11日 | | |